

公益財団法人 池谷科学技術振興財団 助成金交付約款

2026年9月1日制定

（目的）

第1条 この約款は、公益財団法人 池谷科学技術振興財団（以下、「当財団」という。）が実施する助成事業（以下、「助成事業」という。）と、その助成事業に基づき交付される助成金（以下、「助成金」という。）の交付等に関して必要な事項を定める。

（対象となる助成）

第2条 本約款は、次の各号に定める助成にかかる助成事業に関する助成金の交付を対象とする。

- （1）先端材料及びこれに関連する科学技術分野における研究に対する助成（以下、「研究助成」という。）
- （2）先端材料及びこれに関連する科学技術分野における研究に係る国際交流等研究者交流に対する以下の各助成（以下、「国際交流等助成」という。）
 - ① 日本の研究機関に所属する研究者を海外に派遣することに対する助成（以下、「派遣助成」という。）
 - ② 海外の研究者を招聘することに対する助成（以下、「招聘助成」という。）

（助成金受領者）

第3条 本約款に基づき交付される助成金を受領することができる研究者（以下、「助成金受領者」という。）は、当財団が指定する方法で前条に定める助成事業にかかる助成金の交付を申請して採択された研究者のうち、次の各号に定める条件をすべて満たす者とし、助成対象期間中にこれらの条件のいずれか一つでも満たさないこととなった者は、その時点において助成金受領資格を失うものとする。

- （1）日本国内にある大学と大学附属研究所、大学共同利用機関法人、高等専門学校または公的研究機関を主たる勤務先（以下、「所属研究機関」という。）とする研究者であること。
- （2）助成金の交付対象となる研究（以下、「助成対象研究」という。）を実施すること、または助成対象の研究者派遣もしくは招聘をすること（以下、「研究等の実施」という。）に所属研究機関との雇用契約、職務内容及びエフォート上の支障がなく、研究等の実施及び当財団からの助成金を受領することについて所属機関から承諾を得ている研究者であること。
- （3）その他、前条に定める各助成にかかる募集要項において定めた事項に合致する研究者であること。

（助成金の交付対象）

第4条 助成金は、助成金受領者が所属する所属研究機関に対して交付するものとする。

（助成金交付の確定）

第5条 助成金の交付は、当財団が所属研究機関宛に発行する「助成金（奨学寄附金）申込書」に対して、所属研究機関が承諾書（当財団所定の書式による。）を提出し、あわせて助成金受領者が本約款に従って研究を実施すること等を誓約する旨の誓約書（当財団所定の書式による。）を提出することによって確定する。

(助成金受領者の義務)

- 第6条 助成金受領者は、採択された助成金交付申請にかかる申請書(以下、「交付申請書」という。)に記載されたところに従い研究等の実施をしなければならない。
- 2 助成金受領者は、助成金を研究等の実施以外の目的に使用してはならない。
- 3 助成金受領者は、交付申請書の内容や登録された所属研究機関の情報等に変更が生じる場合は、必ず事前に当財団に相談し、当財団の指示に従って、第11条及び第12条の手続をとらなければならない。
- 4 助成金受領者は、本約款に定める事項を遵守しなければならない。

(所属研究機関の義務)

- 第7条 所属研究機関は、交付された資金を、善良なる管理者の注意をもって管理し、交付申請書に記載の支出計画に沿って支払いを行い、当該支払いに関する証憑を保管しなければならない。
- 2 所属研究機関は、助成金受領者の助成金にかかる収支報告書の作成に協力しなければならない。
- 3 所属研究機関は、助成金受領者が退職、休職し、または所属の異動等が生じて研究等の実施に影響がでること(以下、「通知事項」という。)が判明した場合において、助成金受領者本人による当財団への通知が困難な事情があるときは、速やかに当財団に通知事項を通知しなければならない。
- 4 所属研究機関は、本約款に基づき当財団に対して助成金の返還義務が生じた場合には、速やかに助成金を当財団に返還しなければならない。

(当財団の義務)

- 第8条 当財団は、助成金交付にあたり、次の各号に掲げる要求等を行わないものとする。
- (1) 助成金交付の対価として、助成金受領者または所属研究機関に対して、何らかの利益または便宜供与を求めること。
- (2) 本約款に定めた以外の理由で、助成金交付の全部または一部を取り消すこと。
- (3) 助成金により取得した財産について、当財団への無償譲渡を求めること。

(助成金の交付)

- 第9条 助成金は、当財団の専用サイト上に助成金受領者ごとに開設される「研究者マイページ」の「助成金振込先口座情報」に登録された所属研究機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。なお、助成金受領者名義の口座は助成金振込先口座として登録することはできない。
- 2 研究助成にかかる助成金は、助成対象期間初年度の7月15日と12月15日の2回に分割して、それぞれ2分の1の額を交付するものとする。なお、該当日が休日の場合は、その直前の銀行営業日に交付する。
- 3 国際交流等助成にかかる助成金は、渡航または招聘の1か月前を目途に全額を交付するものとする。

(助成金の使途)

- 第10条 助成金は、交付申請書に記載された研究等の実施に直接必要な経費を支弁する目的にのみ使用できるものとし、設備の移設費、引越し費用、研究室の内装工事その他の助成対象研究実

施に直接必要と認められないものに使用することはできない。ただし、助成金受領者から事前の申請があった場合には、当財団は、設備購入に付随する工事等に要する費用を支弁するために助成金を使用することを認めることができる。

- 2 助成金は、研究者（助成金受領者、派遣または招聘される研究者及びこれらの共同研究者を含む）の給与、交際費等の経費に支出に充てることができない。ただし、助成対象研究の補助者として臨時に雇い入れた者に対する謝金の支出はこの限りではないが、謝金の支払いに充てる助成金の額は、助成金交付総額の30%以内でなければならない。
- 3 助成金は、研究等の実施以外にも使用可能な汎用性のある機器（コピー機、パソコン、タブレット及びその周辺機器等）にかかる経費の支出に充てることができない。ただし、助成対象研究を実施するため、高い処理能力を必要とするワークステーションを導入する等、特にその必要性が認められる場合はこの限りではない。
- 4 間接経費は、助成金交付総額に含むものとし、その額は交付総額の10%以内とする。
- 5 助成金の使途については、本約款で定めるもののほかは、各助成にかかる募集要項において定めるところに従うものとする。

（交付申請書記載事項の変更）

- 第11条 助成金受領者は、交付申請書記載事項について変更が生じる場合、事前に当財団にその旨を報告した上で協議を行い、計画変更申請書を提出して、当財団の承認を得なければならない。ただし、助成金交付総額の10%未満の使途変更に関しては、最終収支報告書に記載することにより本項に基づく報告とすることができる。
- 2 計画変更申請書の内容が、交付申請書の内容にかかる中核的事項に変更が生じていると当財団が判断し、その是正ができない場合には、当財団は、爾後の研究等の実施に助成金を使用することの中止を命じ、または爾後の助成金交付を取りやめることができる。

（所属研究機関の変更）

- 第12条 助成金受領者が、助成対象期間中に所属研究機関を変更する場合、事前に当財団にその旨及び当財団が求めた事項を報告しなければならない。
- 2 助成金受領者が助成対象期間中に所属研究機関を変更した場合において、新旧の所属研究機関が、研究等の実施の継続を認めていないことその他の研究継続が妥当でないと当財団が判断した場合には、当財団は、爾後の研究等の実施に助成金を使用することの中止を命じ、または爾後の助成金交付を取りやめることができる。

（報告事項）

- 第13条 助成金受領者は、次に定める報告書を、所定の期日までに提出しなければならない。

（1）研究助成

- ① 中間収支報告（助成対象期間の初年度の末日時点の中間収支報告を、助成対象期間の2年度の5月31日までに提出すること）
- ② 研究成果報告書（助成対象期間終了日までに提出すること）
- ③ 最終収支報告書（助成対象期間終了日の属する年の6月30日までに提出すること）

（2）国際交流等助成

① 国際交流活動報告書（派遣助成に基づき派遣された研究者が日本に帰国した日または招聘助成に基づき招聘された研究者が日本を出国した日から3か月以内に提出すること）

② 最終収支報告書（国際交流活動報告書の提出期限と同じ）

- 2 当財団は、助成金受領者に対して、研究等の実施の進捗状況、助成対象研究の成果の見通しについて、必要に応じて報告を求めることができ、助成金受領者は、速やかにこれに応じなければならない。

（余剰金の返還）

第14条 所属研究機関は、研究等の実施後に助成金に余剰金が生じた場合、速やかに当財団に返還しなければならない。

（研究成果物の公表等）

第15条 当財団は、助成金受領者から提出された研究成果報告書または国際交流活動報告書、研究の結果生じた論文等の成果物を公表することができる。ただし、助成金受領者が学術論文の投稿や特許出願を行う場合において、助成金受領者から合理的な期間を指定して公表日の延期を求められたときは、当財団はこれに応じて公表日を延期するものとする。

- 2 助成金受領者は、助成対象研究にかかる研究成果を公表する場合、当財団から助成金の交付を受けた旨及び当財団の名称を表示しなければならない。

- 3 招聘助成にかかる助成金を受領した助成金受領者は、学会や会議等の冊子やウェブサイトに出財団からの助成がなされたことを記載しなければならない。

（知的財産権の帰属）

第16条 助成対象研究にかかる研究成果に関する特許権や著作権等の知的財産権は、助成金受領者に帰属する。ただし、当財団は、助成金受領者から提出された研究成果報告書及び国際交流活動報告書を出版することができる。

（研究成果等の報告）

第17条 助成金受領者は、助成対象研究にかかる研究成果の全部または一部を刊行物等として発表する場合には、その発表時期に関わらず、その刊行物等を当財団に提出しなければならない。

- 2 助成金受領者は、助成対象研究について学会等からの賞を受賞した場合、当財団にその旨を報告しなければならない。

（書類保管と調査協力）

第18条 助成金受領者または所属研究機関は、第7条第1項に定める助成事業の支出内容に関する証拠書類を、助成対象期間の終了日から5年間保管しなければならない。

- 2 助成金の交付または使途等について官公署から調査を求められた場合には、助成金受領者及び所属研究機関は、これに協力しなければならない。

（取消）

第19条 当財団は、助成金受領者または所属研究機関が、次の各号の一に該当するとき、またはその事実が判明したときは、助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、またはすでに交付した助成金の一部もしくは全部の返還を求めることができる。

- （1）当財団に対して虚偽の申請、申出または報告を行ったとき

- (2) 本約款に違反して助成金を使用したとき
- (3) 助成対象研究が中止となったとき
- (4) 第11条または第12条に定める手続を怠り、再三にわたる指導にも応じないとき
- (5) 第13条に定める報告を怠り、再三にわたる督促にも応じないとき
- (6) 反社会的勢力とのつながりが判明したとき
- (7) 前各号に定めるもののほか、本約款に違反し、助成金の交付が不適切であると当財団が認めたとき

(免責事項)

第22条 助成金受領者及び所属研究機関は、天災地変、戦争、内乱、その他の不可抗力により助成対象研究を継続できなかった場合、その責任を負わないものとする。

(約款の変更)

第23条 当財団は、本約款を助成事業年度ごとに変更できるものとする。

- 2 当財団は、本約款を変更する場合、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当財団のウェブサイト等に掲示し、また助成金受領者及び所属研究機関に通知するものとする。

(準拠法)

第24条 本約款の準拠法は、日本法とする。

(管轄裁判所)

第25条 本約款に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とする。